

資料3 C案件の対象範囲

2018年1月12日付け一部改正	2015年9月15日付け一部改正
再申請案件のうち、次のいずれかに該当する案件	
(ア) <u>新たな迫害</u> 事情を主張していないもの	(ア) 新たな事情を主張していないもの
(イ) <u>新たに主張する迫害事情が、過去の難民認定手続（異議申立手続及び審査請求手続を含む。以下この項において同じ。）で主張した迫害を受けるおそれの根拠となる事情と同種の事情であり、過去の難民認定手続に係る直近の処分時（以下「基準時」という。）以降に、本国情勢及び個別事情に著しい変化がないため、過去の難民の難民不認定処分の判断に影響を与えないことが明らかなもの</u>	(イ) 新たな事情を主張する場合（前回申請に係る処分時より後に発生した事情を主張する場合や、前回申請に係る処分時より前に発生していた事情を新たに主張する場合）であっても、前回申請に係る難民該当性に関する判断に影響を与える可能性のないもの。 ただし、前回申請に係る処分時より前に発生していた事情を新たに主張する案件については、前回申請時に具体的に事実関係を申し述べることでできなかったやむを得ない事情について合理的な理由が認められる場合を除く（病気や災害により十分な資料提出・主張ができなかった場合など）
(ウ) <u>新たに主張する迫害事情が、基準時以前に生じた事情であり、基準時以前に当該事情を主張しなかったことに合理的な理由（注1）が認められないもの</u>	(新設)
<u>（注1）「合理的な理由」とは、新たに主張する迫害事情の発生を知らなかったため基準時前に主張できなかった場合、年少であるため、重度の身体的障害若しくは精神的障害を有するため又は重篤な疾病を有するために基準時前に主張できなかった場合等、申請者に責任を課すことが酷な場合をいう。</u>	
(エ) <u>新たに主張する迫害事情が、B案件に該当する事情であるもの</u>	(新設)
(オ) <u>新たに主張する迫害事情が、過去の難民認定手続で主張した事情と整合しないなど、明らかに信ぴょう性がない主張をしているもの</u>	
(注2) 上記（ア） <u>ないし（エ）</u> に該当する場合であっても、人道配慮の必要性を <u>慎重に検討すべきと思われるときは、本国情勢や個別事情に応じ、A案件又はD案件とする。</u>	(注) 上記（ア）又は（イ）に該当する場合であっても、難民該当性の判断とは別に人道配慮の必要性を検討する必要があるときには、D案件とする。